

## インターンシップ交通費支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、山梨県外の大学生等（大学生、大学院生、短大生、専修学校生等をいう。以下同じ。）の県内就職を支援するため、県外大学生等のインターンシップ参加者に交通費を支給した県内中小企業に対して、予算の範囲内においてその補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県外大学生等 山梨県外の大学生等であって、県外に在住する者をいう。
- (2) 県内中小企業 山梨県内に就業場所となる事業所等を開設している中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 事業所等 本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。
- (4) インターンシップ 大学生等を対象に県内中小企業の事業所等において行う就業体験をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 この事業の補助対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、県内中小企業者であり、別表及び次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (2) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業主が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 補助金の交付申請書の提出日又は補助金の実績報告書提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、インターンシップを実施した日から起算して30日を経過する日またはインターンシップを実施した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、知事に提出し

なければならない。

- 2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。

（補助金の交付決定）

- 第6条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

- 第7条 知事は、前条による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

（交付決定の取り消し）

- 第8条 知事は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

（補助金の返還）

- 第9条 補助金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（個人情報の保護）

- 第10条 補助対象者は、補助金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

（書類の保管）

- 第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表 補助対象経費等

<p>補助対象者</p>	<p>県内中小企業者で次の要件を全て満たす者                  ①大学生等を対象に山梨県内でインターンシップを実施する者。                  ②インターンシップに参加する県外大学生等（以下「助成対象者」という。）にインターンシップ実施場所までの交通費を支給する者。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助対象者が助成対象者に支給したインターンシップ実施場所までの往復の交通費。                  交通費は、学生の居住地と目的地（県内企業など）を往復するためにかかった費用とし、公共交通機関を利用した場合に限るものとする。</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2                  （ただし、100円未満切り捨て）</p>
<p>補助限度額</p>	<p>①助成対象者1人につき5,000円を限度とする。                  ②1社あたり10人を限度とする（上限50,000円）。                  ③同一補助対象者に対する補助金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。</p>
<p>添付書類</p>	<p>①交通費支給者一覧（第1号様式の2）                  ②インターンシップ交通費受領確認書（第1号様式の3）                  ③学生証又は在学証明書の写し</p>